

## 山鹿市立小中学校デジタル教科書用パソコンリース業務（長期継続契約）仕様書

### 1 目的

学習指導要領において、情報活用能力の育成は学習の基盤となる資質・能力として位置づけられており、情報機器の更なる活用が求められている。

本業務は、学習指導要領の理念を実現するために必要なICT環境整備として、デジタル教科書用パソコンの更新を行うものである。

### 2 業務名等

本業務の業務名等は、次のとおりとする。

(1) 業務名 山鹿市立小中学校デジタル教科書用パソコンリース業務（長期継続契約）

(2) 業務番号 山学物第24号

(3) 契約期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年間）

※ 上記期間において、予算額の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する可能性がある。その場合は、損害賠償金の協議に応じる。

※ 契約日から令和8年9月30日までの間は契約準備期間とする。なお、契約準備期間については、使用料等の料金は発生しないものとする。

(4) 契約形態 リース契約

### 3 業務内容

デジタル教科書用パソコン（ソフトウェア等含む）及び周辺機器（以下「デジタル教科書用PC等」という。）のリース、保守、並びに、デジタル教科書用PC等の円滑な活用のための操作説明・管理運用支援等を業務とする。

主な業務内容は、次の(1)～(3)に示すものとする。

(1) デジタル教科書用PC等のリース

① デジタル教科書用PC等の導入

(ア) デジタル教科書用PC等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。

(イ) デジタル教科書用PC等の調達、納入、設定等すべての諸費用については、受注者の負担とすること。

(ウ) 納入時において、納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、担当職員に報告するとともに納入業者の負担において速やかに原状復旧すること。

② デジタル教科書用PC等に不具合が発生した場合の対応

(ア) 不具合等発生時の連絡先を明確にすること。

(イ) 保守の受付時間は、休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(ウ) 授業に支障をきたさないよう、速やかに対応すること。

(2) 保守サービスの提供

① オンサイト保守が実施できること。なお、各学校等へのオンサイト対応は受注者が行うこと。

② 対応にあたっては、学校及び教育委員会と連携し対応すること。

③ 保守業務の内容は、次のとおりとする。

(ア) 機器の故障等不具合の修復

(イ) 障害が発生した場合の復旧

④ 保守作業または修理に時間を要する場合、通報に基づき一次診断（当該学校への復旧作業指示及び故障個所の特定）を障害発生の日（翌日）（翌日が休校の場合は、翌開校日。）までに行うこと。なお、復旧までにかかるおおよその期間を学校及び教育委員会へ連絡すること。

⑤ ハードディスク等の交換が必要な場合、交換後は、OS及びアプリケーションソフトの再インストールを実施し、正常に動作することを確認すること。

⑥ OS及び各種アプリケーションソフトに関して、近年、システムの脆弱性を突いた突発的な障害が多数発生している。今回の調達において、安定した稼働を目的とした環境復元ソフトによる動作環境の保護を行う予定であるが、ごく稀にWindowsのアップデートが必要な場合が想定される。このような場合の対応については、本契約に含まず、別途協議するものとする。ただし、緊急に保守または修理を要する場合、通報に基づき一次診断（当該学校への復旧作業指示及び故障個所の特定）を障害発生の日（翌日）（翌日が休校の場合は、翌開校日。）までに行うこと。

(3) その他

① デジタル教科書用PC等の円滑な活用のために必要な情報提供等の支援を行うこと。

② デジタル教科書用PC等導入後、すぐに利用できるよう、操作方法等についての必要な操作説明を実施すること。

4 デジタル教科書用PC等の基本仕様等

デジタル教科書用PC等は、以下の仕様を満たすこと。

(1) デジタル教科書用PC

項目	仕様
製品概要	(1) ノート型パソコンとする。 (2) ビジネスモデルであること。
数量	175 台
OS	Windows11Pro (64bit 版) ※日本語であること。
CPU	インテル Core 5 120U プロセッサ以上であること。
メモリ	8GB 以上であること。
SSD	512GB 以上であること。
光学ドライブ	内蔵 DVD-ROM ドライブユニット ※書き込み不可であること。
ディスプレイ	液晶 15.6 型以上であること。
キーボード	106 キー以上の JIS 配列準拠のテンキー付きアイソレーションキーボードとする。
マウス	USB 接続の光学式マウスを付属すること。
LAN	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T (Wakeup On LAN 機能) に対応していること。
無線 LAN	Wi-Fi 6 (IEEE802.11ax) 以上であること。
Bluetooth	Bluetooth V5.4 以上であること。
インターフェイス	(1) HDMI 端子 1 つ以上 (2) アナログ RGB 接続端子 1 つ以上 (3) Type-A USB ポート 3 つ以上 (USB3.2 Gen1 以上) (4) Type-C USB ポート 1 つ以上 (USB3.2 Gen2 (DP Alt モード対応) 以上)
リカバリディスク	リカバリ及びドライバーディスクを各校 1 セット以上付属すること。
機器保守	(1) メーカーまたはメーカー設定の保守要員による対応であること。 (2) オンサイト保守 (5 年間) とし、5 年以上契約できる機器を選定し納入すること。 (3) 技術料・訪問料は本契約に含むものとし、追加の費用発生がないこと。

(2) ソフトウェア

以下のソフトウェアの利用可能な状態で納品すること。数量は、別紙1を参照すること。

項目	仕様
Microsoft LTSC Standard 2024	(1) 製品指定とする。 (2) インストールメディアを導入校分準備すること。
Microsoft - Open Value Academic Windows Device Education Single Language (教育機関向け) Upgrade/Software Assurance Pack	製品指定とする。 型番：KW5-00511 数量：1 ライセンス
Windows Server CAL デバイス CAL Single Language	製品指定とする。 型番：R18-05961 数量：2 ライセンス
クローニングソフト	(1) Windows PE Ver5.0 以上で動作可能なこと。 (2) 全領域、使用領域で (F A T, F A T 3 2, N Y F S に対応)、バックアップ及びリストアを行えること。 (3) 起動パラメータを指定し自動化することが可能なこと。 (4) コンペアやチェックデータとの比較による簡易検証を実行できること。 (5) 製品に問題が生じた場合でもサポートが確実に受けられる国内メーカー製であること。 (6) ネットワークブート (P X E) 対応なこと。
環境復元ソフト	(1) 利用者がパソコンの改変(動作環境の変更、ソフトウェアのインストール、ファイルの追加・変更・削除)を行っても、パソコンを再起動することで環境を復元する機能を有すること。 (2) 復元対象は、ドライブ単位及びファイル、フォルダ単位でも設定可能であること。また、システムレジストリ内の復元しない領域を設定することが可能なこと。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) ウイルス・スパイウェア対策ソフトウェアに関する更新は、環境復元機能が有効な状態においても通常どおり行え、再起動による環境復元後も更新内容が保持される機能を有すること。</li> <li>(4) WindowsUpgrade連携機能を有すること。</li> <li>(5) 複数のクライアントを選択し、復元機能を一齐に設定変更できること。</li> <li>(6) 複数のクライアントの電源を操作する機能を有し、その際にクライアントに対し指定したメッセージを表示できること。</li> <li>(7) システム管理者が、各種リモート操作（復元機能の設定変更、電源操作等）や、任意のプログラム起動などをスケジュール実行できること。</li> <li>(8) 製品に問題が生じた場合でもサポートが確実に受けられる国内メーカー製であること。</li> </ul>
<p>地図太郎Lite 5年分  (山鹿市内小中学校同時500CAL)</p>	<p>製品指定とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) プラットフォームは、ソフトオンネットジャパン製品のVICS環境を利用し、活用できること。</li> <li>(2) Webアプリケーション形式とし、当該学校に所属する教員および生徒が、インターネット環境を通じて常時利用できるものであること。</li> <li>(3) 基本的なGISに備わる、点・線・面の作成機能、レイヤの重ね合わせ、透過表示、階級区分表示、グラフ作成、属性表示、GISデータおよび作成した地図データの読み込み機能（shp、kml、GeoJSON、ctl等）、地形断面図の作成機能等を有すること。</li> <li>(4) 授業等においてGISを直ちに活用できるよう、必要な地図コンテンツをあらかじめ利用可能な状態で備えていること。なお、当該地図コンテンツは概ね300種類以</li> </ul>

	<p>上とする。</p> <p>(5) 教員が円滑に授業を進められるよう、利用目的に応じた留意事項やGISの活用方法を整理したガイドブック、または活用フローを備えていること。</p> <p>(6) 操作サポートについては、国内に専用のサポートデスクを有し、専用の問い合わせ用メールアドレスを備えていること。サポート対応時間は、原則として平日9時00分から17時00分までとする。また、ホームページ上に、よくある質問等を整理したFAQを掲載していること。</p> <p>(7) あらかじめ搭載されているコンテンツについては、教科横断的な利用や入学試験、定期試験等への活用が可能となるよう、作成元または著作権者から必要な許諾を得ているものに限ること。</p>
--	---

上記仕様に関する費用は、すべて本契約に含むこと。

### (3) 周辺機器

数量は別紙1を参照すること。

電源タップ	<p>(1)定格容量は15A・125A(1500w)以上に対応していること。</p> <p>(2)電源コードの長さは2.5mであること。</p> <p>(3)壁側コンセントに接続するプラグは2極(2P)タイプであること。</p> <p>(4)プラグの形状はスイングプラグ仕様であること。</p> <p>(5)差込口は接地極付(3P)コンセントとし、6個の差込口を有すること。</p> <p>(6)各差込口には、ホコリ防止用のオートシャッター機能を備えていること。</p>
-------	---

## 5 デジタル教科書用PC等の納入等

デジタル教科書用PC等の納入等に要する費用については、すべて本契約に含むものとする。

## (1) 事前準備

- ① 教育委員会と協議して決定した日までに、物品の納入・各種設定・デジタル教科書のインストール・事前の動作確認を行い、デジタル教科書用PC等がすぐに利用できる状態にすること。
- ② 教育委員会と事前に協議のうえ、納入に関する作業計画書を作成し、提出すること。
- ③ 搬入ルートや作業場所は、事前に学校へ確認すること。
- ④ 学校に納入する際は、作業時間や作業者の氏名について、事前に当該学校へ通知すること。

## (2) 納入作業

- ① 納入作業は、教育委員会及び学校の承認を受けて行うこと。
- ② 納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、納入業者の負担において、速やかに現状復旧すること。

## (3) 設定等

- ① 納品物件の管理台帳を作成し、教育委員会へ提出すること。
- ② デジタル教科書用PC等を最新の状態にバージョンアップして納入すること。
- ③ 令和8年8月調達予定の電子黒板（121台）及び既存の大型提示装置及び電子黒板（54台）と接続し、すぐに使える状態にすること。
- ④ 既設サーバへ今回調達のデジタル教科書用PCを接続し、次の設定を行うこと。なお、設定に別途ソフト等が必要となる場合は、受注者で準備し、その費用は、本契約に含めること。

ア ウイルス対策（ウイルス対策ソフトは発注者所有のライセンスを利用すること。）

イ Webフィルタリング（Webフィルタリングソフトは発注者所有のライセンスを利用すること。）

ウ 共有フォルダのアクセス権限

エ 共有プリンター

- ⑤ Active Directory、端末復元・環境復旧システム及びDHCPの機能を兼ねる既存サーバについて、老朽化に伴い撤去する。なお、DHCP機能はルータへ移行するものとする。

- ⑥サーバのネットワーク設定については、契約後に発注者より情報提供する。
- ⑦ 機器には、管理番号、会社名、連絡先等を記載したラベル等を貼付すること。
- ⑧ 契約期間中は、毎年度当初にデジタル教科書の更新作業を行うこと。  
教科書のインストール内容については、教育委員会及び学校と協議のうえ作業を行うこと。また、社会科副読本「わたしたちの山鹿市」が、既設サーバで稼働しているため、デジタル教科書用PCへソフトウェアのモジュールをインストールすること。  
なお、インストールにあたっては、教育用システム導入業者と連携し行うこと。また、ライセンス及び作業費用が発生する場合は、その費用も本契約に含むこと。

(4) 納入場所及び数量

別紙1のとおり。

(5) 納入期限

令和8年9月30日までに完納すること。

(6) その他

デジタル教科書用PC等の設定、基本操作、故障時の対応等に係るマニュアルを作成し、教育委員会と協議のうえ決定した方法・部数で提供すること。

6 リース期間満了後の措置

本賃貸借満了後は、データ削除後、受注者の負担にて機器の撤去を行うこと。

7 その他

- (1) 本業務にあたって知りえた事項については、山鹿市の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (2) 使用料は月払いとし、初期費用も含めて分割払いとすること。
- (3) 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 仕様書に想定されていない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。